

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

パークレイズ銀行東京支店

平成29(2017)年5月の「銀行法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、金融機関と金融関連IT企業等との連携・協働を適切に推進すると共に顧客保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制が整備されました。同法に基づく内閣府令に従い、パークレイズ銀行東京支店(以下「当行」といいます。)は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針について、下記のとおり公表いたします。

### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当行は、本邦及び海外の機関投資家、金融機関、事業法人、国際機関などのお客様に対し、外国為替・デリバティブ取引・資金取引を中心とした金融サービスを提供し、またコーポレート・バンキング関連商品のご案内をグローバルに行っておりますが、一方で、電子情報処理組織を用いた預金取引や送金取引等、電子決済等代行業者との連携又は協働の対象となるような取引(以下「対象取引」といいます。)を行っておりません。

そのため、当行は、電子決済等代行業者との連携及び協働を行う予定は、現在のところございません。

### 2. 電子決済等代行業者との連携又は協働による電子送金サービス又は口座管理サービス等を行うための体制整備

当行は、上記のとおり現在対象取引を行っていないため、電子決済等代行業者との連携又は協働による電子送金サービス又は口座管理サービス等を行うための体制整備を行う予定も、現在のところございません。